

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)



福島県報

告
示

目
次

○海岸保全区域として指定する件の
一部を改正する件四件

一

告
示

福島県告示第五百九十二号

海岸保全区域として指定する件(昭和三十三年福島県告示第二百三十六号)の一部を
次のように改正する。

平成二十年八月二十九日

福島県知事 佐藤雄平

(一) 基点及び補助点の位置(世界測地系)

基点11	X	一六二三九一	・	六六五
基点10	X	一六二三九一	・	一二〇
基点9	X	一六二三九一	・	八五四
基点8	X	一六二三九一	・	八八五
基点7	X	一六二三九一	・	九〇五
基点6	X	一六二三九一	・	九〇五
基点5	X	一六二三九一	・	九〇五
基点4	X	一六二三九一	・	九〇五
基点3	X	一六二三九一	・	九〇五
基点2	X	一六二三九一	・	九〇五
基点1	X	一六二三九一	・	九〇五

15 双葉浪江海岸郡山中野地区海岸の項区域の欄を次のように改める。

福島県知事 佐藤雄平

(一) 基点及び補助点の位置(世界測地系)

基点5	X	一六七〇五	・	四八一
基点4	X	一六六七五八	・	二三五
基点3	X	一六六七〇三	・	一二八
基点2	X	一六六四三三	・	二三一
基点1	X	一六六三七六	・	八〇二
基点17	X	一六六三七六	・	八〇二
基点16	X	一六六三七六	・	八〇二
基点15	X	一六六三七六	・	八〇二
基点14	X	一六六三七六	・	八〇二
基点13	X	一六六三七六	・	八〇二
基点12	X	一六六三七六	・	八〇二
基点11	X	一六六三七六	・	八〇二
基点10	X	一六六三七六	・	八〇二
基点9	X	一六六三七六	・	八〇二
基点8	X	一六六三七六	・	八〇二
基点7	X	一六六三七六	・	八〇二
基点6	X	一六六三七六	・	八〇二
基点5	X	一六六三七六	・	八〇二
基点4	X	一六六三七六	・	八〇二
基点3	X	一六六三七六	・	八〇二
基点2	X	一六六三七六	・	八〇二
基点1	X	一六六三七六	・	八〇二

17 湿江海岸棚塙地区海岸の項区域の欄を次のように改める。

基点12	X	一六一六五一	・	九二三	Y	一〇六五〇〇	・	八六九
基点11	X	一六一六五八	・	六四七	Y	一〇六五一九	・	一五〇
基点10	X	一六一六五八	・	五五二	Y	一〇六八三一	・	九一二
基点9	X	一六一六五八	・	五五二	Y	一〇六八一二	・	六九八
基点8	X	一六一六五八	・	五五二	Y	一〇六七二三	・	九九三
基点7	X	一六一六五八	・	五五二	Y	一〇六三九九	・	〇九三
基点6	X	一六一六五八	・	五五二	Y	一〇六三九九	・	〇九三
基点5	X	一六一六五八	・	五五二	Y	一〇六三九九	・	〇九三
基点4	X	一六一六五八	・	五五二	Y	一〇六三九九	・	〇九三
基点3	X	一六一六五八	・	五五二	Y	一〇六三九九	・	〇九三
基点2	X	一六一六五八	・	五五二	Y	一〇六三九九	・	〇九三
基点1	X	一六一六五八	・	五五二	Y	一〇六三九九	・	〇九三

3、補助点4、補助点5及び補助点6を順次直線で結んだ線並びに補助点6と
基点1を直線で結んだ線により囲まれた区域で次の図に示す区域(保安林及び
河川区域を除く。)

基点25	X一六九七四九・五八二	Y一〇五九六三・七五九の点
基点26	X一六九七三一・四五四	Y一〇五九六八・九五一の点
基点27	X一六九七二四・七一七	Y一〇五九七〇・八七九の点
基点28	X一六九七二四・三四九	Y一〇五九六九・七五一の点
基点29	X一六九七一一・三〇九	Y一〇五九七二・九八三の点
基点30	X一六九七一一・〇八五	Y一〇五九七四・三六七の点
基点31	X一六九七〇九・六六一	Y一〇五九七四・九四三の点
基点32	X一六九六九五・九六五	Y一〇五九七三・五八二の点
基点33	X一六九五一三・〇九六	Y一〇六〇四八・八〇三の点
基点34	X一六九四五七・六七一	Y一〇六〇五八・八一〇の点
基点35	X一六九四五四・八五四	Y一〇六〇五四・〇九〇の点
基点36	X一六九四一九・〇九〇	Y一〇六〇四〇・〇二七の点
基点37	X一六九一七四・四〇七	Y一〇六〇八三・三四七の点
補助点1	X一六九一八三・九一三	Y一〇六一五三・一九七の点
補助点2	X一六九四七二・七〇三	Y一〇六一六九・九六六の点
補助点3	X一七〇〇八六・六二〇	Y一〇五九八五・九九九の点
(一) 基点及び補助点の位置（世界測地系）	浦尻地区海岸基点1、基点2、基点3、基点4、基点5、基点6、基点7、基点8、基点9、基点10、基点11、基点12、基点13、基点14、基点15、基点16、基点17、基点18、基点19、基点20、基点21、基点22、基点23、基点24、基点25、基点26、基点27、基点28、基点29、基点30、基点31、基点32、基点33、基点34、基点35、基点36、基点37、補助点1、補助点2及び補助点3を順次直線で結んだ線により囲まれた区域で次の図に示す区域（保安林を除く。）	19 小高海岸角部内地区海岸の項区域の欄を次のように改める。

22

基点17、基点18、基点19、基点20、基点21、基点22、基点23、基点24、基点25、
基点26、基点27、基点28、基点29、基点30、基点31、基点32、基点33、基点34、
基点35、基点36、基点37、基点38、基点39、補助点1、補助点2、補助点3、
補助点4、補助点5、補助点6、補助点7及び補助点8を順次直線で結んだ線
並びに補助点8と基点1を直線で結んだ線により囲まれた区域で次の図に示す
区域（保安林を除く。）

区域補助点7 X一七七〇一一〇・三七四 Y一〇五一七六・三五二の点

小沢地区海岸基点1、基点2、基点3、基点4、基点5、基点6、基点7、
基点8、基点9、基点10、基点11、基点12、基点13、基点14、基点15、基点16、
基点17、基点18、基点19、基点20、基点21、基点22、基点23、補助点1、補助
点2、補助点3、補助点4、補助点5、補助点6及び補助点7を順次直線で結
んだ線並びに補助点7と基点1を直線で結んだ線により囲まれた区域で次の図
に示す区域（保安林を除く。）

31

木馬沿岸砲臺均因沿岸之淺地分沿岸

(二) 補助点 13 X一一〇一六八〇・七〇五 Y一一〇一五七五・三三二の点
区域 大浜地先海岸基点1、基点2、基点3、基点4、基点5、基点6、基点7、
基点8、基点9、基点10、基点11、基点12、基点13、基点14、基点15、基点16、
基点17、基点18、基点19、基点20、基点21、基点22、基点23、基点24、基点25、
基点26、基点27、基点28、基点29、基点30、基点31、基点32、基点33、基点34、
基点35、基点36、基点37、基点38、基点39、基点40、基点41、基点42、基点43、
基点44、基点45、基点46、基点47、基点48、基点49、基点50、基点51、基点52、
基点53、基点54、補助点1、補助点2、補助点3、補助点4、補助点5、補助
点6、補助点7、補助点8、補助点9、補助点10、補助点11、補助点12及び補
助点13を順次直線で結んだ線並びに補助点13と基点1を直線で結んだ線により
囲まれた区域で次の図に示す区域（保安林を除く。）

(次の図は省略し、福島県土木部河川港湾総室河川計画課及び福島県相双建設事務所
に備え置いて縦覧に供する。)

(河川計画課)

福島県告示第五百九十三号
基点及び補助点の位置（世界測地系）
基点1 X一六四七九九・六七〇
基点2 X一六四七一七・六〇〇
基点3 X一六四六六三・六四七
基点4 X一六四六三二・四七〇
基点5 X一六四六二六・六八六
基点6 X一六四六一六・二三二
基点7 X一六四五六二・八七七
基点8 X一六四四九六・八一
基点9 X一六四四六八・一〇七
基点10 X一六四四九・八〇三
基点11 X一六四四三六・〇〇〇
基点12 X一六四二八六・〇三九
基点13 X一六四二八六・二六三
基点14 X一六四二八六・九六七
Y Y一〇六五七四・五五六の点
Y Y一〇六五七〇・〇一九の点
Y Y一〇六五六五・八〇六の点
Y Y一〇六五二九・〇二三の点
Y Y一〇六五一六・四七〇の点
Y Y一〇六五二五・四七〇の点
Y Y一〇六五一六・六二三の点

福島県告示第六百七十六号
海岸保全区域として指定する件（昭和三十五年福島県告示第六百七十六号）の一部を
次のように改正する。
平成二十年八月二十九日

福島県知事 佐藤雄平

(二) 請戸中浜地区海岸基点1、基点2、基点3、基点4、基点5、基点6、基点
7、基点8、基点9、基点10、基点11、基点12、基点13、基点14、基点15、基
点16、基点17、基点18、基点19、基点20、基点21、基点22、基点23、基点
24、基点25、基点26、基点27、基点28、基点29、基点30、基点31、基点32、
基点33、基点34、基点35、基点36、基点37、基点38、基点39、基点40、基点41、
基点42、基点43、基点44、基点45、基点46、基点47、基点48、基点49、基点50、
基点51、基点52、基点53、基点54、補助点1、補助点2、補助点3、補助点4、
補助点5、補助点6、補助点7、補助点8、補助点9、補助点10、補助点11、
補助点12及び補助点13を順次直線で結んだ線並びに補助点13と基点1を直線で
結んだ線により囲まれた区域で次の図に示す区域（保安林を除く。）

(河川計画課)

福島県告示第五百九十四号
海岸保全区域として指定する件（昭和四十三年福島県告示第七百七十九号）の一部を
次のように改正する。
平成二十年八月二十九日

福島県告示第五百九十四号
基点及び補助点の位置（世界測地系）
基点1 X一九〇八八三・四六二
基点2 X一九〇七五六・五五六
基点3 X一九〇六八一・七七二
基点4 X一九〇六八一・七七二
基点5 X一九〇四五八・一六二
Y Y一〇三八七四・六三二の点
Y Y一〇三八七四・六三二の点
Y Y一〇三九一八・一〇五の点

福島県告示第七百七十九号
海岸保全区域として指定する件（昭和四十三年福島県告示第七百七十九号）の一部を
次のように改正する。
平成二十年八月二十九日

福島県知事 佐藤雄平

(一)	基点及び補助点の位置 (世界測地系)
基点1	X一七三八〇〇・〇四〇 Y一〇五四一〇・六二六の点
基点2	X一七三七六六・一四二 Y一〇五四一六・八八五の点
基点3	X一七三七二七・四一二 Y一〇五四二七・四六〇の点

福島県告示第五百九十五号
海岸保全区域として指定する件（平成十一年福島県告示第五十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十年八月二十九日

福島県知事 佐藤雄平

(一)	基点及び補助点の位置 (世界測地系)
基点1	X一九〇三八三・二〇六 Y一〇三八九七・八二の点
基点2	X一九〇一六九・五五〇 Y一〇三八六九・一一五の点
基点3	X一九〇一四六・九九〇 Y一〇三八六六・一七の点
基点4	X一九〇一八九・二六・三一七 Y一〇三八六六・一七の点
基点5	X一九〇一八九七・二二三 Y一〇三八〇二・一〇九の点
基点6	X一九〇一八九三四〇・八七四 Y一〇三七九六・一九二の点
基点7	X一九〇一八九二一九・六一三 Y一〇三八〇一・七六三の点
基点8	X一九〇一八九二三一・〇六七 Y一〇三八一三・〇九九の点
基点9	X一九〇一八九二〇二・二八二 Y一〇三九一〇・四五一の点
基点10	X一九〇一八九五一四・七一五 Y一〇三九一〇・四五七の点
基点11	X一九〇一八九八三五・一〇二 Y一〇四〇七〇・九八四の点
基点12	X一九〇一九〇一三七・八三二 Y一〇四一〇六・三六七の点
基点13	X一九〇一九〇四九二・五七九 Y一〇四〇五一・三三九の点
基点14	X一九〇一九〇七一・〇九九 Y一〇三九六九・六三五の点
基点15	X一九〇一九〇八九九・〇五一 Y一〇三九三九・八六六の点
基点16	X一九〇一九〇八九〇・五一三 Y一〇三八七五・〇〇四の点
基点17	X一九〇一七三六・二七七 Y一〇五五三・三二〇の点
基点18	X一九〇一七三三九二・九一三 Y一〇五六二・八一九の点
基点19	X一九〇一七三三二一・四〇三 Y一〇五五四八・三六〇の点
基点20	X一九〇一七三三一六・二七七 Y一〇五五三・三二〇の点
基点21	X一九〇一七三二一〇・五三一 Y一〇五五八七・一〇四の点
基点22	X一九〇一七三二一五・三六五 Y一〇五六一・二六六の点
基点23	X一九〇一七三三二一・三三一 Y一〇五七一五・九五四の点
基点24	X一九〇一七三三二一・〇七六 Y一〇五六六〇・二二一の点
基点25	X一九〇一七三八一五・〇八一 Y一〇五五三七・八五六の点

（次の図は省略し、福島県土木部河川港湾総室河川計画課及び福島県相双建設事務所に備え置いて縦覧に供する。）

（河川計画課）

(一)	基点及び補助点の位置 (世界測地系)
基点1	X一三三四七四〇・九五三 Y一〇三九三七・九四一の点
基点2	X一三三四六九三・三八八 Y一〇三九五三・二九六の点
基点3	X一三三四四九五・五五〇 Y一〇三八七九・三一二の点
基点4	X一三三四四三九・一五四 Y一〇三八六五・一五五の点
基点5	X一三三四四二・二一九 Y一〇三九六八・六〇六の点
基点6	X一三三四七三六・四七九 Y一〇三九六八・六〇六の点
基点7	X一三三四七五一・七六三 Y一〇三九五六・六七四の点

(一)	基点及び補助点の位置 (世界測地系)
基点1	X一七三二一五・三六五 Y一〇五六一・二六六の点
基点2	X一七三三二一・三三一 Y一〇五七一五・九五四の点
基点3	X一七三三三二一・九一三 Y一〇五六六〇・六七九の点
基点4	X一七三三三一六・二七七 Y一〇五五八七・一〇四の点
基点5	X一七三三二一〇・五三一 Y一〇五五九八・七五七の点
基点6	X一七三三二一五・三六五 Y一〇五六一・二六六の点
基点7	X一七三三三一・三三一 Y一〇五七一五・九五四の点
基点8	X一七三三三二一・〇七六 Y一〇五六六〇・六七九の点
基点9	X一七三三三一六・二七七 Y一〇五五八七・一〇四の点
基点10	X一七三三三一・九一三 Y一〇五六一・二六六の点
基点11	X一七三三三二一・九一三 Y一〇五六一・二六六の点
基点12	X一七三三三二一・九一三 Y一〇五六一・二六六の点
基点13	X一七三三三二一・九一三 Y一〇五六一・二六六の点
基点14	X一七三三三二一・九一三 Y一〇五六一・二六六の点
基点15	X一七三三三二一・九一三 Y一〇五六一・二六六の点
基点16	X一七三三三二一・九一三 Y一〇五六一・二六六の点
基点17	X一七三三三二一・九一三 Y一〇五六一・二六六の点
基点18	X一七三三三二一・九一三 Y一〇五六一・二六六の点
基点19	X一七三三三二一・九一三 Y一〇五六一・二六六の点
基点20	X一七三三三二一・九一三 Y一〇五六一・二六六の点
基点21	X一七三三三二一・九一三 Y一〇五六一・二六六の点
基点22	X一七三三三二一・九一三 Y一〇五六一・二六六の点
基点23	X一七三三三二一・九一三 Y一〇五六一・二六六の点
基点24	X一七三三三二一・九一三 Y一〇五六一・二六六の点
基点25	X一七三三三二一・九一三 Y一〇五六一・二六六の点

(二)

区域

下浅見川地区海岸基点1、基点2、基点3、基点4、補助点1、補助点2及び補助点3を順次直線で結んだ線並びに補助点3と基点1を直線で結んだ線により囲まれた区域で次の図に示す区域（保安林を除く。）

（次の図は省略し、福島県土木部河川港湾総室河川計画課及び福島県相双建設事務所に備え置いて縦覧に供する。）

（河川計画課）